

## 令和3年度 第2回宮崎市国民健康保険運営協議会（書面開催）会議録

1 開催期間 令和4年1月24日（月）～2月4日（金）

2 出席者 宮崎市国民健康保険運営協議会委員 12人  
期間内に委員定数12人から「令和3年度 第2回宮崎市国民健康保険運営協議会（書面開催）に係る書面表決書及び質問・意見書」の返信があったため、宮崎市国民健康保険規則第5条第5項の規定により、会議が開催されたものとする。

3 議 事

### 【審議事項】

宮崎市国民健康保険税条例の一部改正（案）について

### 【報告事項】

- ① 令和3年度 宮崎市国民健康保険特別会計3月補正予算（案）について
- ② 令和4年度 宮崎市国民健康保険特別会計当初予算（案）について
- ③ 宮崎市国民健康保険条例の一部改正について
- ④ 宮崎市国民健康保険税条例の一部改正について
- ⑤ その他
  - ・新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険税の減免及び傷病手当金支給状況について（令和3年12月現在）

4 審議結果

諮問事項の賛否について、書面により意見を求めたところ、11人の委員が「了承する」、1人の委員から「了承しない」との回答結果となった。よって、委員の過半数から「了承する」との回答が得られたため、宮崎市国民健康保険規則第5条第6項の規定により、原案のとおり決定し、市長宛に答申する。

また、「了承しない」との回答があった委員からの意見については、附帯意見として答申に盛り込むこととする。

## 5 委員からの質問・意見

### ●審議事項に係る意見

厚生労働省は、課税限度額超過世帯の割合を被用者保険並みの1.5%の世帯割合に近づくように、段階的に課税限度額の引き上げを行っているが、本審議事項を検討するにあたり、被用者保険と国民健康保険との違いや、宮崎市の実情に応じて判断する必要がある。

また、中間所得層の負担緩和策について、別の方法を考えられるのではないかと感じており、少なくとも検討の必要があると考えている。

そのような検討をしっかりと行ったうえでなければ、課税限度額の引き上げに係る宮崎市国民健康保険税条例の一部改正案への了承はできかねる。

### ●回答

課税限度額を超える高所得層については、中低所得層に比べて所得に対する負担割合が低く抑えられている状態であり、限度額の引き上げにより、高所得層の負担能力に応じた賦課となり負担の公平が図られると考えております。

委員のご意見を踏まえ、本市における限度額見直しの考え方や見直しに伴う影響等を盛り込んだ資料につきまして、後日、委員の皆様にご提示させていただくとともに、中間所得層の負担緩和策に係る調査研究等を進めていきたいと考えております。

●その他の意見

子育て世代の意見に耳を傾け、手厚く支援していくことは、少子化の進展を抑えるうえで重要と考えている。一方、世代に関係なく、安易な時間外及び休日受診が今なお見受けられるので、適正受診に係る更なる啓発が必要ではないか。

人生100年時代を迎える中、全ての被保険者が、暮らしやすく、健康で長生きできるような国保制度であることを希望したい。

●回答

現在、国におきまして、全ての世代の方々が安心できる持続可能な全世代型社会保障の実現に向けた検討が進められており、本市といたしましても、子育て世代への支援は重要であると考えております。今回の報告事項である「未就学児の保険税均等割額5割軽減制度」は、令和4年度からの施行となりますが、子育て世帯の更なる負担軽減を図る観点から、全国市長会などを通して、国に対して必要な財源を確保したうえで対象年齢や軽減割合を拡大するなど、制度の拡充を要望しているところでございます。

また、適正受診につきましては、令和3年3月に策定した宮崎市国民健康保険事業方針の施策の一つとして「医療費の適正化対策の推進」を掲げ、テレビやラジオを活用した広報番組（オレンジタイム）における啓発のほか、保険税当初納税通知書封書内への啓発チラシの同封などに取り組んでおりますが、今後、更なる周知徹底に努めてまいりたいと考えております。